

椋山女学園大学全学FD委員会規準

平成12年大規準第4号

平成12年5月16日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学におけるファカルティ・ディベロップメント (Faculty Development) に関する事項を円滑かつ有効に推進するために設置する全学FD委員会 (以下「委員会」という。) について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の趣旨を実現するため、ファカルティ・ディベロップメントに関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企画、立案に関する事項
- (2) 必要な研究調査に関する事項
- (3) 学部間の連繋及び調整に関する事項
- (4) 研究会又は講演会等に関する事項
- (5) その他、学長が特に必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 各学部において大学協議会協議員から選出された委員各1名
- 2 前項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合には、その都度委員を補充しなければならない。この場合において、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、各学部1名以上の委員を含む委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議には、議長が必要と認めた場合、委員以外の者を陪席させることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、教務課が行う。

(学部委員会)

第7条 各学部に学部FD委員会を設置するものとする。

- 2 前項の学部FD委員会の構成、委員長の選任方法及び委員の任期については、当該学部の教授会において定める。

(規準の改廃)

第8条 この規準の改廃は、委員会が発議し、大学協議会の議を経て学長が決する。

附 則

この規準は、平成12年5月16日から施行する。

附 則 (平成19年大規準第8号)

この規準は、平成19年9月1日から施行する。